

議案第73号

福岡市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、介護保険事業の健全な運営を図るため、保険料率の改定を行う等の必要があるによる。

福岡市介護保険条例の一部を改正する条例

福岡市介護保険条例（平成12年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「32,820円」を「33,615円」に改め、同項第2号中「47,406円」を「48,554円」に改め、同項第3号中「54,700円」を「56,024円」に改め、同項第4号中「65,640円」を「67,229円」に改め、同項第5号中「72,933円」を「74,699円」に改め、同項第6号中「80,226円」を「82,169円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同項第7号中「94,813円」を「97,109円」に改め、同項第8号中「116,693円」を「119,518円」に改め、同項第9号中「131,279円」を「134,458円」に改め、同項第10号中「145,866円」を「149,398円」に改め、同項第11号中「160,453円」を「164,338円」に改め、同項第12号中「175,039円」を「179,278円」に改め、同項第13号中「182,333円」を「186,748円」に改め、同条第2項中「18,233円」を「18,675円」に改め、同条第3項中「29,173円」を「29,880円」に改め、同条第4項中「51,053円」を「52,289円」に改める。

第12条第1項中「第35条の2第1項」の次に「第35条の3第1項」を、「特別控除額を控除して得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加える。

附則第6条中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第14条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第9条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは「令和3年」と、「」の規定」とあるのは「」及び第12条第1項の規定」と、「同項第6号ア」とあるのは「第9条第1項第6号ア及び第12条第1項」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは「令和4年」と、「」の規定」とあるのは「」及び第12条第1項の規定」と、「同項第6号ア」とあるのは「第9条第1項第6号ア及び第12条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の福岡市介護保険条例第9条及び第12条第1項の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。